

掛川市告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成30年10月12日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	道神橋通り線支線	掛川字六軒町864-13	掛川字六軒町864-16	
2	南大門支線	成滝字南大門283-2	成滝字南大門283-3	
3	梅ヶ谷橋南方ノ橋線	上西郷字方ノ橋1093-20	上西郷字方ノ橋1093-10	
4	梅ヶ谷橋南方ノ橋支線	上西郷字方ノ橋1093-13	上西郷字方ノ橋1093-14	